建設費が契約形態に与える影響の分析

1180467 新田 歩夢 高知工科大学マネジメント学部

1. はじめに

2020 年東京オリンピック開催に伴い、競技場の整備や交通インフラの整備など様々な工事が行われている。その一つとして、国立霞ヶ丘陸上競技場の全面建替工事による新国立競技場建設が挙げられる。計画が進んでいく中で、建設費のことが世間から注目され、毎日のようにニュースに取り上げられていたのは記憶に新しい。完成がオリンピック開催に間に合わないという理由により、それまでの計画を白紙撤回されるということがありながらも、最終的に建設費約1500億円で建設を進めていくことが決まった。この一連のニュースの中で、建設費が基本設計の段階の予想より約1000億円高い約2500億円と試算されたことがあった。資材の高騰や建設業界の人手不足などの理由があるが、その1つとして建設工事の入札が随意契約だったということが挙げられると考えられる。

一般的に随意契約は早期の契約締結や手続きの簡素化などのメリットがあり、大規模な工事や特殊性がある工事に使用されている。しかし、契約後に費用を決めるため、契約金が割高になりやすいという反面もある。一般競争入札は一般的に建設業者の利益が出にくいといわれている。なぜなら、一般競争入札では発注側があらかじめ契約金の上限を決めているからだ。その点、随意契約は後から契約金を決めることができるので、割高に見積もることも不可能ではない。このことから、一般競争入札と随意契約の差は、契約内容の特殊性にあるはずだが、金額が高い方が随意契約になる傾向があるのではな

いかという仮説を立てた。そこで、本研究では随意契約 と一般競争入札の契約金額を比較し、随意契約に工事の 特殊性があるかを調査する。

2. 一般競争入札について

公告によって不特定多数の者を誘引して、入札により 申込をさせる方法により競争を行わせ、その申込のう ち、地方公共団体にとって最も有利な条件をもって申込 をした者を選定して、その者と契約を締結する方法。 (概要)

○入札の公告

一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入 札に参加する者に必要な資格、入札の場所・日時等の必 要事項を公告しなければならない。

○入札参加資格等

- ・契約締結能力を有しない者等を参加させてはならない
- ・談合関与者等を3年間以内排除することができる。・ 工事等の実績、経営の規模等を参加資格要件として定め ることができる。
- ・事業所の所在地、工事の経験・技術的適性の有無等を 参加資格要件として定めることができる。

○落札者の決定方式

予定価格の制限の範囲内において最高(収入を伴う場合)・最低(支出を伴う場合)の価格をもって申込をした者を落札者とし、以下の場合には例外的に最低の価格をもって申込をした者以外のものを落札者とすることが

できる。

- 低入札価格調査制度
- 最低制限価格制度
- 総合評価方式

長所としては、機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができるということが挙げられる。短所としては、契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたすということと、不良・不適格業者の混入する可能性が大きいということが挙げられる。

3. 随意契約

地方公共団体が競争の方法によらないで、任意に特定 の者を選定してその者と契約を締結する方法。

(概要)

- ○随意契約によることができる要件 次のいずれかに該当するときは、随意契約によることが できる。
- ① 契約の予定価格が自治令別表第五で定める額の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えない契約をするとき。
- ② 契約の性質・目的が競争入札に適しない契約をするとき。
- ③ 地方公共団体の規則で定める手続により、法令で定められている障害者関係施設又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者で生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設であって総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定したもので生産される物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約、シルバー人材センター等又はこれに準ずる者として総務省令で定める手続により地方公共団体の長が認定した者による役務の提供を受ける契約、母子福祉団体又はこれに準ずる者として総務省令で

定める手続により地方公共団体の長が認定した者による 役務の提供を受ける契約をするとき。

- ④ 地方公共団体の規則で定める手続により、いわゆるベンチャー企業として総務省令で定める手続による地方公共団体の長の認定を受けたものより新商品として生産する物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない とき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比べ著しく有利な価格で契約を締結すること ができる見込みのあるとき。
- ® 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札 に付し落札者がないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

長所としては、競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となる

べき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易に選定することができるということが挙げられる。また、契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。短所としては、地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちであることが挙げられる。

4. 分析方法

本稿の分析に用いるデータは、一般財団法人日本建設情報総合センターが運営「入札情報サービス」により2017年12月5日に収集した。当サイトは全国の発注機関の入札情報をインターネット上に提供しているサービスである。発注機関や契約方式、工事種別、工事の業種などを指定して検索ができ、契約金などを閲覧すること

ができる。分析対象は12月5日の時点で契約が成立していた国の機関が発注した契約、地方公共団体が発注した契約、地方公共団体が発注した契約、地方公共団体が発注した建築一式工事の契約に分けて行う。国の機関が発注した契約、地方公共団体が発注した契約はそれぞれ一般競争入札と随意契約100件ずつを使用した。地方公共団体が発注した建築一式工事の契約はサンプルの数が少なかったため一般競争入札と随意契約54件ずつ使用した。これらの平均、中位数、標準偏差を計算し、比較した。

5. 分析結果

図1 国の機関が発注した一般競争入札の契約と随意契約の比較

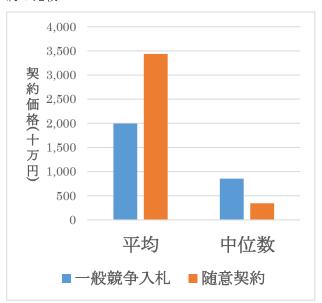


表1 国の機関が発注した一般競争入札の契約と随意契約の比較

	平均	中位数	標準偏差
一般競争入	1, 995	854	5, 807
札			
随意契約	3, 437	342	16, 320

図 2 地方公共団体が発注した一般競争入札の契約と随 意契約の比較

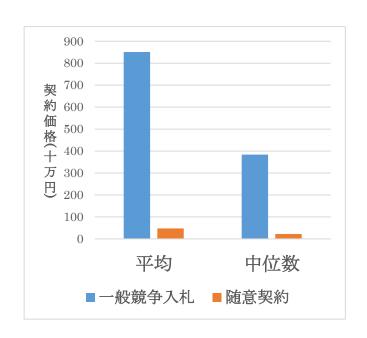


表 2 地方公共団体が発注した一般競争入札の契約と随 意契約の比較

	平均	中位数	標準偏差
一般競争入	850	383	2,474
札			
随意契約	47	22	84

図 3 地方公共団体が発注した建築一式工事の一般競争 入札の契約と随意契約の比較

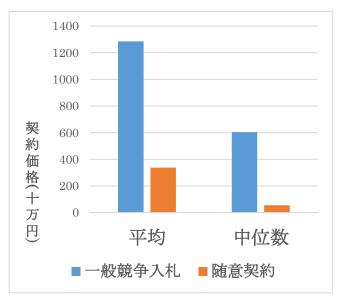


表 3

	平均	中位数	標準偏差
一般競争	1, 286	604	2, 164
入札			
随意契約	337	54	2, 281

図1,2,3は比較の結果のグラフであり、平均、中位数、標準偏差を表している。表1,2,3は図1,2,3のそれぞれの詳細な数値を表している。国の機関が発注した契約は図1より、平均は一般競争入札より随意契約の方が大きくなっている。しかし、中位数は図1より一般競争入札の方が大きくなっていることがわかる。標準偏差は表1より随意契約の方が大きく、随意契約の契約金額のばらつきが大きいということがわかる。地方公共団体が発注した契約は図2、表2より一般競争入札の方が平均、中位数共に大きく、標準偏差が小さくなっていることがわかる。地方公共団体が発注した建築一式工事の契約も図3、表3より一般競争入札の方が平均、中位数共に大きく、標準偏差が小さくなっていることがわかる。

6. 考察

本稿の目的は、随意契約が契約金の金額に依存しているかを調査することであった。分析結果によると国の機関が発注した契約は、平均は随意契約の方が大きいが、中位数と標準偏差は一般競争入札の方が大きかった。また、地方公共団体が発注した契約と地方公共団体が発注した建築一式工事の契約は、平均、中位数共に一般競争入札の方が大きく、標準偏差は随意契約の方が大きくという結果となった。このことより、随意契約には契約の特殊性がある可能性が高いということが明らかになった。このような結果になった理由としては、随意契約を行うことができる要件を順守した適切な契約が行われているからだということ推測される。

最後に残されている課題について2点を挙げる。1点目

は、本研究では一般財団法人日本建設情報総合センターが運営する「入札情報サービス」にて収集した情報しか使用しておらず、その他のサイトの情報や、情報公開請求が必要な情報は含まれていないということである。2点目に、本研究は工事の規模がそろっていないということである。より正確に随意契約の工事の特殊性を証明するためには、これらのことも含めて比較していくことが必要であるだろう。

7. 参考

・一般財団法人日本建設情報総合センター「入札情報サ ービス」(最終閲覧日2月14日)

 $\underline{\text{http://www.ippi.jp/IPPI/SearchServices/Web/Index.h}}$ $\underline{\text{tm}}$

・総務省「地方公共団体の入札・契約制度」(最終閲覧 日 2 月 16 日)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/b
unken/14569.html

- ・「毎日新聞」2016年9月30日 11時24分 「設計内容や工期、総工費の条件満たす」(最終閲覧2月16日) https://mainichi.jp/sportsspecial/articles/2016093 0/k00/00e/050/201000c
- ・「YOMIURI ONLINE」2015年12月22日 11時30分「新国立競技場まとめ…A案決定までを振り返る」(最終閲覧2月16日)

http://www.yomiuri.co.jp/matome/20150605-0YT8T50063.html